

第1回三浦市議会議員政治倫理審査会 次第

令和3年6月18日（金）

1. 正副委員長の互選
2. 調査請求内容について
3. 調査請求の適否について

三浦市議会議員政治倫理調査請求書

2021年6月2日

三浦市議会議長

請求者 住所
氏名

[Redacted Address]
日高芳子

三浦市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり
関係書類を添えて調査を請求します。

1 調査事項

(1) 調査請求の対象となる市議会議員の氏名

藤田昇

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項

三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号
第5条

(3) 調査請求の対象となる事由の内容

3月10日の私の陳情に対し、陳情を強く抑制するような発言をされ心的なショックを受け通院
しています。市民の代表とは言えない行動だと思います。

藤田議員の発言の中で及川教育長を擁護するような発言もあり、不信感を抱いていたところ、多
方面から、藤田議員と及川教育長が以前から大変懇意にされているとの声を多数聞き、さらに不
信感を深めました。情報公開された資料により一層不信感を抱いております。

2 添付書類 (違反を証する資料)

提出済みの返り状あり。又復興部2021の件の商談議所担当者日
井氏と知りませ。診断書にて提出したものが現在も治療中であり病名もあつた

注 請求者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略すること
が可能です。

子取あかいかい
御注意下さい



第2号様式 (第4条関係)

三浦市議会議員政治倫理調査請求書

2021年6月2日

三浦市議会議長

請求者 住所
氏名

日高芳子

三浦市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり
関係書類を添えて調査を請求します。

1 調査事項

(1) 調査請求の対象となる市議会議員の氏名

藤田昇

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項

三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号

第5条

(3) 調査請求の対象となる事由の内容

別添

2 添付書類 (違反を証する資料)

別添

6/3. 14-43 補正前の請求書に添付されていた書類に
別添資料を追加する旨を提出者に確認済み (議会総務課長)

注 請求者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略すること
ができます。



1 (3)

過日の都市厚生常任委員会につきましては、大変ご尽力をいただき、三浦市及び藤田議員からの謝罪をいただきましたこと、心より感謝いたします。

3月10日の都市厚生常任委員会における藤田議員の発言が情報公開され、あらためてそれを読みました。たとえ削除されたとは言え、藤田委員長自らが市側の立場にたって答弁しているような内容になっており、あらためて憤りを覚えております。

問題点は先の質問状にも書かせていただきましたが、あらためて読ませていただき、一番の問題は、陳情者に恐怖心をあたえるような威圧的な口調で「改めていただきたい」「控えていただきたい」などと、陳情を抑制したり、また、「順次進めて行きたい」と藤田委員長が市側の立場に立って、計画を勧めていくかのごとき発言をしていることだと思いました。

問題を感じた部分は先日の質問状とも一部重なりますが、あらためて別紙を添付いたします。

私自身、市民のみかたになってくれると思っていた議員さんから、突然、恐怖心を与えるような威圧的な態度で、かなり強い口調で私の陳情がまちがっているかのごとく発言され、しかも、ご自身がその政策を推進していくかのごとき発言もあり、とてもショックを受けました。

皆様のご尽力により、再度、都市厚生常任委員会が開かれ、その場で、藤田議員が謝罪し、発言は撤回されましたが、藤田議員はそこでもまだ「誤解をとくためだった」と発言しており、真摯な謝罪とは受け取れませんでした。

私の精神的な苦痛は軽減されず、3月10日の委員会の直後から体調の異常をきたし、改善がみられぬため、心療内科を受診しました。急性ストレス反応ということで、医師のご指示どおりに仕事も休業し、現在も通院中です。(診断書はございますが、今後については弁護士に相談のため添付いたしません。どうしても必要な情報は知らせ下さい。)

その後、教育ビジョンを推進する教育長及川氏と藤田議員が大変懇意にされている関係と多方面から伺いました。情報公開請求の結果、及川教育長が学校長だった時に納入業者を決定し、現在まで、藤田議員が代表を務める商店が、その学校のTシャツを一手に受注していることがわかりました。(参考までに申し上げれば他の学校はほとんどネットでの発注をしています。)

及川氏からTシャツの発注をいただくこと自体は問題がない行為かもしれませんが、陳情者に激高し、教育長に関する発言を控えろと言うような発言まで

して、叱責のような態度を取ることとの関連性を疑ってしまいます。市民に疑心を起こさせるような行動だと考えます。

市議会議員の皆様は、政治家の倫理としてこのような一連の言動をどのようにお考えでしょうか？

今後この政策への陳情、お願いをしていく先が、恐怖心を与えるような威圧的な態度と発言を行った藤田議員が委員長を務める委員会であることには、多大な精神的苦痛を伴います。また委員長自ら行政側に立って、「進めていく」と明言していますが、そのために市民の陳情をおしやるような言動を行うのは公正な審議とは言えないと思います。

むしろ、今となっては、そのように恫喝して、私の発言を止めるのが目的であったのかも知れないとまで考えてしまいます。

また、議会を代表する副議長職に就かれている方が、市側に立っていることにも問題を覚えます。

私としましては、この藤田議員の一連の言動は、三浦市議会議員政治倫理条例のいくつかに抵触するのではないか？と思いますので、調査をお願いいたします。

なお、市からの聞き取りによりますと、及川氏が藤田氏にTシャツの作成を依頼するにあたっては復興ポロシャツの取引業者だったことと関連があるようですが、三浦市商工会議所などが中心になって制作販売している東北の復興支援ポロシャツの受注者の条件は、商店会会員ということになっているそうですが、なぜか、商店会に加入していない藤田議員の商店が受注しています。商工会議所担当者井本氏が口頭で確認した際に藤田議員ご本人が加入していると回答したとのことですが、岬陽商店会会長に確認していただいたところ加入していないそうです。この件も多方面から疑問の声を聞きました。違法性はわかりませんが、何か市民の知らないところで、公共性の強い機関と議員さんの間にいろいろなつながりがあることを連想させる行為だと考え、市民に不信感を抱かせるものだと思います。

これについても調査願いたいと思います。